

## 平成24年第1回定例会 防災警察常任委員会

平成24年3月1日

亀井委員

昨年4月1日に神奈川県暴力団排除条例が施行され、間もなく1年を迎えるということですが、全国においても、昨年10月1日をもって全ての都道府県で暴力団排除条例が施行されまして、暴力団排除の機運が高まったものと思っております。施行から約1年が経過した神奈川県暴力団排除条例を今後どのように運用し、実行していくのか県警の姿勢について伺いたいと思います。

まずはじめに、暴力団排除について、暴力団対策法や去年は全国で暴力団排除条例が施行されましたけれども、そもそもこの条例を制定した趣旨について伺いたいと思います。

暴力団対策課長

神奈川県では、条例制定前の平成21年、22年に住宅街や繁華街等で5件の暴力団員らによる拳銃使用の凶悪事件が発生しました。また、一部の事業者が暴力団の威力を背景に利益を上げ、暴力団が経済活動へ介入した事件、あるいは暴力団による少年への被害が把握されました。神奈川県暴力団排除条例は、このような本県の情勢に鑑みまして、県や県民、あるいは事業者らが一丸となって暴力団排除に取り組むために、総合的な施策を盛り込んだ条例を制定することによって暴力団排除を推進し、県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的として制定されたものであります。社会対暴力団の構図の確立、暴力団の資金源対策、少年の健全な育成を基本方針としております。

亀井委員

もう一回確認のためにお聞きしますが、暴力団対策法ができて、さらに条例もつくりました。法律の上にまた条例をつくったということで、どのような効果があるのか問われなければならないと思うんです。この法律をつくった上で、また条例をつくった効果にどのようなことがあるのですか。

暴力団対策課長

はじめに、条例制定の必要性についてでございますが、第一に暴力団に対処するための法律である暴力団対策法については、指定暴力団による暴力的行為を規制するものでありまして、暴力団周辺者による不当な行為や資金獲得活動を規制することができないことがございます。

第二に、暴力団の資金獲得活動や犯罪の傾向には地域ごとに特性がありまして、暴力団排除施策は法律で一律に規制することより、地域で定める方が効果的であるということから、県条例を制定する必要があると認めたものでございます。

次に、施行で見込める効果についてでございます。この条例の施行によりまして、各種業界での暴力団排除の積極的な取組、あるいは同種の市町村条例の制定が見込まれるほか、県民の暴力団排除意識も確実に向上することが期待されます。それに加えまして、県民の協力を得ることにより、常に社会全体で暴

力団とその構成者を許さない環境をつくりまして、より効果的に構成者を排除する効果も期待されるところでございます。

亀井委員

法律ですと、要するに指定暴力団という一方だけの取締りだったのが、条例だと指定暴力団と相対する方も規制するというふうな話だったと思うんです。この条例をつくるときに、全国的にも、また、県民の皆さんからの御意見や御要望もあったと思うんですけれども、主にどんな御意見とか御要望がありましたか。

暴力団対策課長

条例制定前の平成22年5月頃から、県民からのアンケート調査を実施しております。「暴力団が存在することについては決して許さない」あるいは、「望ましくない」というのが87%、それから、「公共工事に暴力団が関与することについて、排除するべきである」という意見が87%、「暴力団を支援している事業者については許せない」という回答が74%を占めております。

また、パブリック・コメントもやっております。これについての結果でございますけれども、自治体の暴力団排除の取組に期待するなどの意見を中心に、反対意見というのはございませんでした。その他、公共工事から暴力団を締め出すこと、あるいは暴力団の少年に対する関与を防止するための取組を強化すること、暴力団組織の維持あるいは拡大の資金が集められることなどに流れることを防止することなどが重要であるというような御意見も頂いております。

亀井委員

もう少し細かいことをお聞きしたいと思いますけれども、昨年1年間の暴力団犯罪の検挙件数、暴力団対策法に基づく行政命令の発出件数についてお伺いします。

暴力団対策課長

昨年の暴力団員等による犯罪の検挙件数ですが、4,282件、検挙人員は2,237人でありまして、暴力団対策法による中止命令は225件、再発防止命令等は10件発出しております。なお、暴力団排除条例につきましては、条例施行から勧告が7件、中止命令を2件発出しております。

亀井委員

条例に関する相談とか通報について、具体的に教えてください。

暴力団対策課長

昨年、県警察に寄せられた暴力団に関わる相談や通報のうち、暴力団排除条例に関するものは約100件ございました。その中には、事業者からの暴力団排除条例に関する相談、あるいは個々の取引について条例の禁止行為に当たるのかどうかといったような相談がありました。

県民からの相談や通報によりまして所要の調査をした結果、平成23年6月23日、山口組幹部の後援会のために場所を提供した飲食店店主1名、後援会費を納めた事業者2名及びそれらの供与を受けた暴力団幹部1名並びに場所の提供を受けた幹部及び組員に対する勧告がございました。

平成23年12月15日、少年1名を暴力団事務所に立ち入らせた稲川会系組員1名に対する中止命令、平成24年2月3日、稲川会系組織の行事であるディナーショーのために場所を提供したホテルの支配人1名及び場所の提供を受けた暴力団幹部1名に対する勧告をそれぞれ実施しております。

亀井委員

これは周知の仕方も非常に重要だと思うんですけども、事業所とか企業、団体に対しての条例の周知徹底の仕方について確認させていただきたいと思います。

暴力団対策課長

去年は、ポスターの貼付、チラシとかパンフレットの配布、イベント等における広報活動を中心にしまして、事業者や各種企業・団体から暴力団排除条例等の講演依頼が増加しまして、昨年1年間で262回、約1万9,000人に実施しております。その結果、県民の理解や企業・団体等の承諾を得まして、暴力団排除の機運が非常に高まり、例えば、銀行、百貨店、宅配業者及び自動車販売会社などといった企業において、暴力団との関係遮断を図る対策がとられているものと承知しております。

亀井委員

この条例に対して、企業・団体が実際に実施している具体例のようなものはありますか。

暴力団対策課長

各企業・団体においては、条例の趣旨を受けて暴力団等の反社会的勢力に対しまして、例えば、銀行協会では新規口座の開設を受けない、あるいは神奈川県百貨店協会では進物、あるいは贈答品などの注文を受けない、宅配業界では配送や集荷を受けない、自動車販売会社は車検証の提出を求めて車を販売しないなど、積極的な取組を図っていただいているところでございます。

亀井委員

今そのような形で取組をされている企業・団体に対してですけれども、何かトラブルとか、苦情とか、そういうものがあるのかどうかお伺いします。

暴力団対策課長

先ほど申し上げました銀行協会、あるいは神奈川県百貨店協会、宅配業界及び自動車販売会社について、暴力団排除活動についての取組に関するトラブル、あるいは苦情は一切ないものと聞いております。

亀井委員

それから、市町村の条例の制定、施行状況と、各市町村の条例に基づく連絡体制等に関する合意書を締結していると聞いているのですが、その合意書に基づく照会件数はどのくらいですか。

暴力団対策課長

市町村における暴力団排除条例の制定、施行状況につきましては、本年2月20日現在、17市11町1村において制定されているほか、2市2町において上程中と聞いております。本年4月1日には県内33全市町村において暴力団排除条例が施行される見込みであります。

御指摘のとおり、合意書に基づき、県、市町から県警察に対して暴力団等に該当するかどうかといった照会が行われておりますが、昨年1年間の合意書に基づく照会件数は約3,300件であり、その中で印刷業者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められると回答したものが1件ございます。

亀井委員

冒頭に質問させていただきました法律と条例との差の中で、要するに、暴力団と相対する方々に対しての罰則というか、注意喚起みたいなことが条例では取り入れられたという話ですけれども、例えば、九州方面では条例の適用によって暴力団排除関係者に対する報復などが報道されています。報復に対する対策はどのように具体的にとられているんですか。

暴力団対策課長

御指摘のように暴力団等との関係の遮断を図る企業等に対する危害行為が発生しておりまして、県警察として関係者の安全を確保することは、暴力団排除活動を推進するための不可欠な基盤であることと認識しております。したがって、暴力団排除活動を進める県民や、暴力団と手を切ろうとする企業等に対しましては、具体的な情勢に応じ身辺警戒態勢や固定警戒態勢をとることを検討するなど、暴力団対策にいささかの遺漏もないように努めてまいりまいる所存でございます。

亀井委員

県内には、今そういうふうな危険というのはあるんですか。

暴力団対策課長

県内にはそのような事象はございません。

亀井委員

少し前の新聞報道によると、アメリカ政府も山口組とその組長らに対しての資金凍結をしたという話もありましたので、これは国内だけの問題ではなくて、海外も含めて暴力団排除に関してコンセンサスを得られるような状況になりつ

つあるものと思いますので、そういうことも踏まえた上で、これからも対応していただきたいというふうに要望しておきます。

次の質問に移りますけれども、電車内等におきます痴漢行為についてです。これは、電車内という密室で行われる犯罪で悪質なものでありまして、被害に遭った女性の中には、混雑する電車に乗ることができなくなるという後遺症が残る場合もあるそうです。他方、通勤通学といった朝のせわしい時間であることも相まって、申告しない方も多いというふうに聞いております。こうした卑劣な犯罪をなくすためには、取締りを強化するとともに、被害女性が相談しやすい環境を整備していくことが重要と考えます。そこで、痴漢相談の受理体制や取締りの強化について、何点かお尋ねしたいと思います。まず確認の意味で、鉄道警察隊はどのような活動をしているのか伺います。

地域総務課長

鉄道警察隊は、列車及び駅などの鉄道施設における公共の安全と秩序の維持を任務としておりまして、横浜駅にある隊本部のほか、新横浜駅、川崎駅、小田原駅、海老名駅に分駐所を置きまして、24時間体制で勤務しております。また、県内の全鉄道路線及び施設を活動範囲としまして、電車に乗っての警戒ですとか、駅構内及びその周辺での警ら、警戒等の活動を行い、すりや痴漢等の犯罪の予防、検挙活動のほか、警衛・警護、それから雑踏警備を行っております。

亀井委員

鉄道警察隊では電車に乗っての警戒はどのように行っているのか、また、隣接都県に入ったときにどのような行動をされるのか伺います。

地域総務課長

鉄道警察隊は、電車内における犯罪の予防、検挙のため、県内の主要路線を中心に原則、制服で電車に乗りまして、警戒を実施しております。隣接都県に入る場合は、隣接都県との協議により、隣接都県をまたぐ次の停車駅までの間を管轄区域としております。例えば、新幹線にあつては品川駅から名古屋駅までの間、東海道線にあつては品川駅から熱海駅までの間の警戒を実施しているところであります。

亀井委員

鉄道警察隊の質問ですけれども、電車内での痴漢ですとか盗撮による犯罪に対する検挙状況はどうなっていますか。

地域総務課長

電車内における痴漢や駅構内等における盗撮行為の予防、検挙活動は、特に朝の通勤通学時間帯を中心に、年間を通じて恒常的に実施しているところがあります。平成23年中、迷惑防止条例違反による痴漢については107件、盗撮については374件を検挙しているところがあります。

亀井委員

例えば、誤認逮捕みたいなことともこの中では考えられるかなと思うんですが、それを防止するために何か対策はとられていますか。

地域総務課長

誤認逮捕防止のため、鉄道警察隊員が電車内で痴漢を検挙するに当たりましては、複数の隊員が電車内で犯行を現認し、さらには被害者に確認をしまして、犯人に間違いがないということの確認を得て検挙するなど、適正な捜査に努めているところであります。

亀井委員

次ですけれども、鉄道警察隊では電車内の痴漢相談に対しての犯罪指導を行っていると聞いておりますけれども、その相談窓口はどのようになっているのか伺います。

地域総務課長

鉄道警察隊では、平成8年4月1日から横浜駅の鉄道警察隊の隊本部に電車内痴漢等迷惑行為相談所を設置しまして、痴漢被害等の相談を24時間体制で受け付けておりまして、主に女性警察官が相談の受理に当たっております。また、被害に遭った女性が警察署へ相談してきた場合は、相談を受理した警察署から鉄道警察隊に連絡がなされる体制が構築されておりまして、密接に連携して対応しているところであります。

亀井委員

その相談所ですけれども、どのぐらいの相談が来ていますか。また、相談を受理した場合の措置について具体的にお聞きします。

地域総務課長

昨年、平成23年中、警察署経由を含めまして、鉄道警察隊に寄せられた痴漢相談は54件ありました。痴漢相談を受理した場合は、相談者と一緒に電車に乗り、検挙する方策を講じております。ただし、相談者の意向も尊重しまして、乗車場所ですとか乗る時間を変更するなどによって被害が防止できる場合には、そのような指導も行っております。

亀井委員

そういう被害に遭った相談者と同乗して検挙した件数は、実際にはどのぐらいありますか。

地域総務課長

鉄道警察隊に寄せられました痴漢相談のうち、平成23年中は18件を検挙しております。前年の平成22年に比較してプラス10件の増加であります。

亀井委員

鉄道警察隊が犯罪を予防するために行っている対策について伺います。

地域総務課長

鉄道警察隊では、痴漢や盗撮等の検挙・抑止対策につきましては、年間を通じて推進しておりますが、特に新入学の学生等が電車を利用して通学を始める4月、それから夏休みが終わりまして新学期が始まる9月の通勤通学時間帯の取締りを強化しているところであります。

抑止対策につきましては、年間を通じて制服による電車内の警戒や駅構内における立番などの警戒活動を行っております。その中で、昨年12月から本年1月3日までの年末年始の特別警戒期間中、横浜駅におきましては、痴漢及び盗撮等の発生を抑止するための対策を県警が一丸となって推進しましたほか、各鉄道事業者とも連携しまして、痴漢抑止のポスターの掲示を行いました。それから、駅構内での掃討も行い、本年も同様の活動を推進してまいりたいと思っております。

亀井委員

先日も報道されましたけれども、犯罪被害者サポートステーションとの連携ということで、本部長も知事と一緒に報道されていましたが、県警だけではなくて、いろいろな広範囲の組織を使って、犯罪抑止のためにしっかりと取り組んでいただきたいということで私の質問を終わります。